



# 宮 崎 県 公 報

平成22年2月8日(月曜日)第2157号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1		関(精神通院医療)の指定…………… (障害福祉課) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( ﾎ ) 1		公 告
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… ( ﾎ ) 1		○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 2
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…………… ( ﾎ ) 1		○土地改良区の役員の退任の届出…………… ( ﾎ ) 3
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定…………… ( ﾎ ) 2		○土地改良区の清算人の退任の届出…………… ( ﾎ ) 3
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更…………… ( ﾎ ) 2		公安委員会規則
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機		○公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する 条例施行規則…………… 3
		公安委員会公告
		○警備員等の検定の実施について…………… 9
		監査委員会公告
		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 9
		選挙管理委員会告示
		○不在者投票のできる施設の指定変更…………… 19

## 告 示

### 宮崎県告示第63号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池之上整形外科	宮崎県都城市上川東2丁目6-2	平成22年1月4日

### 宮崎県告示第64号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
池之上整形外科	宮崎県都城市上川東2丁目11-10	平成22年1月3日
アリエス調剤薬局	宮崎県延岡市愛宕町2丁目4番1	平成21年9月30日

### 宮崎県告示第65号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び施術所の名称	所 在 地
上森 毅 (上森鍼灸治療院)	宮崎県都城市久保原町3-3

2 届出事項

施術所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市久保原町3-3	宮崎県都城市久保原町3-6	平成21年12月25日

### 宮崎県告示第66号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関 (居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社 ライフサポート	宮崎県えびの市大河平4633-43	株式会社 ライフサポート	宮崎県えびの市大字原田 123

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県えびの市大字原田 123	宮崎県えびの市大河平4633-43	平成21年12月14日

宮崎県告示第69号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年 2 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ハラダ調剤薬局東出北店	延岡市	薬局	平成22年 2 月 1 日
ハラダ調剤薬局細島店	日向市	薬局	平成22年 2 月 1 日

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区 (小林市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 2 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	阿 多 寛	小林市大字南西方6411番地

(任期：平成23年 3 月31日まで)

2 退任した役員

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
毛利嘉孝	宮崎県延岡市北川町川内名7055-1	もうりクリニック	宮崎県延岡市北川町川内名7055-1	平成22年 1 月 1 日
株式会社ショートフル	宮崎県都市高崎町大牟田1215番地22	ショートステイ遊癒の里・かなだ	宮崎県都市金田町1959番地 1	平成22年 1 月 1 日
株式会社企照	宮崎県延岡市平原町 2 丁目1446番地	通所介護 くしつの庭	宮崎県延岡市土々呂町 6 丁目1776-2	平成21年 9 月25日
株式会社企照	宮崎県延岡市平原町 2 丁目1446番地	訪問介護ステーション しらさぎ	宮崎県延岡市伊形町5216-13	平成21年 9 月25日

宮崎県告示第67号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 2 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団三学会安藤胃腸科外科医院	宮崎県都市豊満町 8 27-1	居宅介護支援コスモス	宮崎県都市豊満町 8 27-1	平成22年 1 月 1 日
株式会社企照	宮崎県延岡市平原町 2 丁目1446番地	居宅介護支援事業所 はまゆう	宮崎県延岡市伊形町 5216-13	平成21年 10 月 1 日

宮崎県告示第68号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年 2 月 8 日

役名	氏名	住所
理事	高崎善一	小林市大字南西方5725番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、尾八重野土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	森茂洋一	えびの市大字東長江浦1650-3
理事	松元和文	えびの市大字東長江浦1652-120
理事	笹原淳一郎	えびの市大字東長江浦1652-117
理事	平山 薫	えびの市大字東長江浦1652-413
理事	奥松文雄	えびの市大字東長江浦1652-24
理事	吉野秋雄	えびの市大字東長江浦1676-413
監事	太田重義	えびの市大字東長江浦1652-551
監事	久保政治	えびの市大字東長江浦1652-115

(任期:平成24年4月24日まで)

#### 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	森茂洋一	えびの市大字東長江浦1650-3
理事	松元和文	えびの市大字東長江浦1652-120
理事	笹原淳一郎	えびの市大字東長江浦1652-117
理事	太田幸雄	えびの市大字東長江浦1652-414
理事	奥松文雄	えびの市大字東長江浦1652-24

理事	吉野秋雄	えびの市大字東長江浦1676-413
監事	楠本尊幸	えびの市大字東長江浦1652-121
監事	太田重義	えびの市大字東長江浦1652-551

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成22年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	齋藤一男	宮崎市佐土原町下田島 11713番地 口

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、今狩平土地改良区(高千穂町)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成22年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 退任した清算人

氏名	住所
伊東和美	高千穂町大字田原1220番地
都 豊国	高千穂町大字田原 528番地
田原良人	高千穂町大字田原2414番地
松野富夫	高千穂町大字田原2422番地
安在均	高千穂町大字田原1056番地
林志富	高千穂町大字田原2518番地
林実則	高千穂町大字田原2678番地

## 公安委員会規則

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年2月8日

宮崎県公安委員会委員長 野中玄雄

#### 宮崎県公安委員会規則第1号

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成11年宮崎県条例第74号。以下「条例」という。）の施行に  
 関し必要な事項を定めるものとする。

（命令）

第 2 条 条例第 4 条第 4 項の規定による命令は別記様式第 1 号の命令書により、同条第 6 項の規定による命令は別記様式第 2 号の命令書に  
 より行うものとする。

（公安委員会規則で定める地域）

第 3 条 条例第 4 条第 5 項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市 名	地 域	備 考
宮 崎 市	千草町 高松町 上野町 橋通西二丁目 橋通東三丁目 2 番から 7 番まで（住居表示） 橋通西三丁目 中央通	中欄に掲げる各地域 を囲む道路を含む。
都 城 市	牟田町 7 街区から 13 街区まで、及び 18 街区から 22 街区まで（住居表示） 中町 1 街区から 5 街区まで（住居表示）	同上
日 向 市	都町 2 番から 9 番まで、12 番及び 13 番（住居表示） 上町 4 番から 16 番まで（住居表示）	同上
延 岡 市	中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 新町 船倉町一丁目 船倉町二丁目	

別記  
様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

		発 第 号	
		年 月 日	
住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
		所 属	
		階 級	
		氏 名	印
命 令 書			
<p>あなたが行った次の誘引行為は、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成11年宮崎県条例第74号）第4条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。</p>			
記			
1 日 時	年 月 日	時 分	ころ
2 場 所			
3 内 容	次に掲げる行為について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは掲示して客又は利用者となるよう誘引したもの		
	<input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供（当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。）		
	<input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食させる営業に関する情報の提供		
	<input type="checkbox"/> 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供		

備考1 該当する□にレ印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署長（宮崎県警察本部に所属する警察官が行った処分については宮崎県警察本部長）に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

(表)

住 所 氏 名 生年月日		年 月 日 ( 歳)		発 行 年 月 日	号 日
				所 属 階 級 氏 名	印
命 令 書					
<p>あなたが行った次の客引き等の相手方となるべき者を待つ行為は、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成11年宮崎県条例第74号）第4条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。</p>					
記					
1	日 時	年 月 日	時 分	こ	ろ
2	場 所				
3	内 容				
	<input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供</li> <li><input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</li> <li><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食させる営業に関する情報の提供</li> <li><input type="checkbox"/> 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供</li> </ul> <input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供</li> <li><input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供（当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。）</li> </ul> <input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為</li> <li><input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなす行為</li> </ul>				

備考 1 該当する□にレ印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



(裏)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署長（宮崎県警察本部に所属する警察官が行った処分については宮崎県警察本部長）に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成22年2月8日

宮崎県公安委員会委員長 野中玄雄

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
雑踏警備	2級	平成22年5月12日(水)午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

## 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1  
宮崎県建設技術センター

## 3 定員

15人(受付先着順とする。)

## 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間

平成22年3月29日(月)から4月9日(金)まで(土、日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の

実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

## 監査委員公告

## 監査委員公告

平成21年9月9日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年2月8日

宮崎県監査委員 城倉恒雄

宮崎県監査委員 石井浩二

宮崎県監査委員 黒木覚市

宮崎県監査委員 中野一則

## 1 総合政策課

## (1) 監査の結果

宮崎大学連携コンソーシアム支援事業費補助金について、事業内容の変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

今回の原因は、補助金交付要綱の確認不足により生じたものである。今後は、このようなことがないように、補助金の事務執行にあたっては、財務規則及び補助金交付要綱等を十分確認し、適正な事務処理に努める。

## 2 西臼杵支庁

## (1) 監査の結果

① 新地域水田農業担い手条件整備事業補助金について、実績報告書の提出が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

② 道の駅高千穂のトイレ浄化槽の維持管理業務委託について、一者随意契約となっているが、随意契約の理由として不十分と思われる。留意を要する。(注意事項)

③ 県営林地の貸付けについて、貸付料の算定を誤っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 監査の指摘を受け、実績報告書については、事業完了後速

やかに提出するよう、管内 3 町に対して文書により指導を行った。

- ② 本トイレ浄化槽は、設置当時に新たに開発された装置（アクアメイクシステム（排水再利用））であり、維持管理に当たっては、特殊な技術を必要としたことから、技術的に対応可能な一者と随意契約をしてきた。

しかしながら、今回の指摘を受けて特殊装置の開発業者に問い合わせたところ、最近では本システムの汎用性が高まったことから、維持管理に当たっては、特殊な技術力を必要としないことが確認できた。

このため、今後の維持管理業務委託に当たっては、宮崎県浄化槽保守点検業者として登録されている業者を対象として、競争入札による適切な対応を行っていきたい。

- ③ 貸付料の算定方法等を規定した電柱等設置事務取扱要領に端数面積の処理方法が明確に規定されていないことから、端数面積を単価案分して計算を行っていたものであるが、監査指摘後、端数面積は切り上げて単価を乗ずるよう取扱いを統一し、今後は、適切な事務処理に努めることとした。

3 福祉保健課

(1) 監査の結果

- ① 福祉施設経営指導事業補助金について、事業内容変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていなかった。留意を要する。（指摘事項）
- ② 宮崎県社会福祉事業団自立化交付金については、平成17年度から21年度まで交付することとしているが、この中の施設修繕費等相当分については、当初計画どおり執行されておらず、大半が施設修繕等積立金に積み立てられている。留意を要する。（指摘事項）
- ③ 介護福祉士等修学資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）

(2) 講じた措置

- ① 今後は、補助事業者が事業内容の変更を行う場合は、変更計画書等を確実に徴した上で、変更交付決定手続を適正に行っていくこととする。  
併せて、軽微な変更については、平成21年度福祉施設経営指導事業費補助金から、補助金等の交付に関する規則第10条第2項ただし書の規定により、補助金交付要綱に軽微な変更の範囲を定めた。
- ② 宮崎県社会福祉事業団自立化交付金が所期の目的のもと、適正に執行されるよう、より一層指導を徹底するとともに、交付金が終了する平成22年度以降についても、この交付金を原資とする積立金が施設修繕費等に確実に充当されるよう、必要な措置を講じた。
- ③ 債務者に対し、各福祉子どもセンターに配置している債権管理事務嘱託員の活用等により、督促や計画的な返納指導（文書・電話・訪問）を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ分割納入の措置を執るなどの対策を徹底し、収入促進に努めていく。

4 長寿介護課

(1) 監査の結果

介護支援専門員証交付申請手数料について、証紙収納簿へ記載されていないものがあった。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

証紙に押印する消印を担当者以外の者が確認し、証紙収納確認表を複数の担当者が確認することとした。

5 子ども家庭課

(1) 監査の結果

- ① 青島青少年自然の家の財産貸付料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）
- ② 旧都城児童相談所の電柱敷に係る財産貸付料の調定について、収入科目を誤っているものがあった。留意を要する。（注意事項）
- ③ 児童扶養手当返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）
- ④ 母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金及び児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、関係出先機関に対するより一層の指導が望まれる。（要望事項）

(2) 講じた措置

- ① 今後、かかることのないよう、財務規則等に定める事務処理について、職員への周知徹底を図り、適正な会計事務の確保に努める。
- ② 今後、かかることのないよう、財務規則等に定める事務処理について、職員への周知徹底を図り、適正な会計事務の確保に努める。
- ③ 児童扶養手当返還金については、公的年金の受給や婚姻等により、手当の受給資格が喪失した場合に受給者本人からの届出が遅れることにより発生するものであり、町村の協力を得ながら、新たな返還金の未然防止等に取り組んでいるが、債務者の経済基盤の脆弱さもあり、収入未済額の解消に結びついていない。

このため、下記の対策について、さらに徹底を図り、収入促進等に努めていく。

- ア 資格喪失時の届出義務の周知を図るとともに、町村と連携し、資格喪失者の早期把握に努める。
- イ 連絡不能となった債務者に対する公簿等の調査や、長期未納者に対しては、債務承認書を徴する等適正な債権管理に努める。
- ウ 債務者に対し、督促状の発送、職員や児童扶養手当管理員による電話や訪問による返納指導を行うとともに、個々のケースに応じた償還指導を行う。

- ④ 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金については、各福祉子どもセンター所長等で構成される貸付制度運用対策会議等において、制度の適正運用と償還指導の徹底を図っているところである。今後とも、「母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領」に基づき、母子寡婦福祉資金システムの効果的な活用を図りながら、未収金の発生防止及び収納促進の取組強化に努めていく。

児童保護費負担金については、関係出先機関に対し、所属長会議やその他の会議等において収入促進の指導を行っているところである。今後とも、「福祉保健部未収金予防・収納促進対策要領」等に基づき、未収金の発生の予防及び個々のケースに応じたきめ細かな納入指導の徹底に努めるよう指導していく。

6 中央福祉子どもセンター

## (1) 監査の結果

寡婦福祉資金貸付金について、収入未済額及び収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

## (2) 講じた措置

母子寡婦福祉資金の滞納案件については、母子自立支援員や母子福祉協力員が地区別に催告や訪問徴収を行っており、さらに、徴収困難案件については、課長を班長とする徴収担当班を編成し、2人1組で、年3回の徴収強化月間を設けて集中的に訪問を行うなど収入の促進に努める。

また、滞納が発生しないように、貸付時や償還開始時には借主、連帯借主及び連帯保証人に対して、面接を行い、償還意識及び償還計画の確認を行うとともに、償還については口座振替を利用するよう勧奨しており、特に初回の償還時に滞納が生じた場合は、電話等で確認を行い、初期滞納を減らすことで、滞納の発生防止に努める。

## 7 南部福祉こどもセンター

## (1) 監査の結果

① 寡婦福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

② 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 滞納者に対する組織的な償還指導を行うため、毎月の母子自立支援員会議や定期的開催する債権管理対策会議において、滞納状況の確認や滞納ケースの対応等について検討するとともに、滞納者に対しては、夜間の家庭訪問や電話による徴収や納入指導を毎月実施しており、さらにケースによっては連帯借主や連帯保証人への働きかけを行うなど収入の促進に努める。

また、貸付時には、借主だけでなく連帯借主、連帯保証人にも面接し、償還意識の徹底を図るとともに、経済基盤の弱い世帯が多いため貸付期間中の世帯状況の把握に努め、償還開始前の働きかけを行うなど滞納の発生予防に努める。

② 納入指導や徴収を専任で行う債権管理事務嘱託員が、家庭訪問等を行っていることに加え、定期的に債権管理対策会議を開催し対策等について協議検討するとともに、納入指導強化月間を設定し、職員も集中的に納入指導を行っている。

今後とも、引き続き滞納者の生活状況等の把握に努め、債権管理事務嘱託員とケース担当職員とが連携しながら納入指導を継続するなど収入の促進に努める。

また、虐待等による施設入所で保護者が必ずしも施設入所に積極的でないなど、納入意識が低いケースが多いため、施設入所前に負担金制度や趣旨についての説明を徹底し、納入意識を高め、滞納の発生予防に努める。

## 8 北部福祉こどもセンター

## (1) 監査の結果

① 母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

② 寡婦福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれ

る。(注意事項)

③ 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 福祉関係未収金対策会議を定期的開催し、滞納状況の個別的事例、徴収体制について協議し、効率的な償還指導を行えるようにした。

また、未収金納入指導強化月間を年3回設定し、昼間不在である滞納者への夜間電話催告、夜間訪問を積極的に行い、重点的な償還指導に努めている。多額の滞納者には事務所への来所を依頼し償還計画等の作成を行い計画的に償還できるように指導している。

さらに、個別の滞納者に応じたきめ細かな償還指導の徹底を図るとともに、センター全体で未収金に関する認識を共有し、今後とも収入の促進に努める。

② 福祉関係未収金対策会議を定期的開催し、滞納状況の個別的事例、徴収体制について検討し、効率的な償還指導を行えるようにした。

また、未収金納入指導強化月間を年3回設定し、昼間不在である滞納者への夜間電話催告、夜間訪問を積極的に行い、重点的な償還指導に努めている。多額の滞納者には事務所への来所を依頼し償還計画等の作成を行い計画的に償還できるように指導している。

さらに、個別の滞納者に応じたきめ細かな償還指導の徹底を図るとともに、センター全体で未収金に関する認識を共有し、今後とも収入の促進に努める。

③ 福祉関係未収金対策会議を定期的開催し、滞納状況の個別的事例、徴収体制について検討し、効率的な指導を行えるようにした。

また、未収金納入指導強化月間を年3回設定し、職員と債権管理事務嘱託員が訪問することにより、児童保護費負担金の制度の内容について理解を深めてもらうとともに納入を促し、収入の促進に努める。

さらに、滞納者ごとの調定額、月々の収入額、未済額の推移が把握できる債権管理表を整備して、今後とも納入指導の徹底を図っていく。

## 9 児湯福祉事務所

## (1) 監査の結果

生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

生活保護費返還金については、債権回収に向けた事務所内の意識の統一を図るため、従来から未収金対策会議を随時開催して、債権状況を確認し、個別の対応策を協議するとともに、世帯ごとに担当者を割り当てて取り組んできた。

さらに、今回の監査指摘を受け、職員の役割分担を見直し、電話や訪問による返還指導を強化するとともに、その指導結果をケース記録に詳細に記載して返還指導の進行管理を更に徹底するとともに、収入促進強化月間を年2回とするなど、収入の促進に努める。

なお、収入未済の原因となる週及年金等の受給の把握について、被保護者に対し収入申告の徹底を啓発するとともに、年金



調査、課税状況調査を適期に実施し、収入額を早期把握することで、滞納の発生防止に努める。

## 10 衛生環境研究所

## (1) 監査の結果

- ① 海外研修における資金前渡の通訳料について、精算手続が遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)
- ② 契約額が 100万円以上であるガラス器具洗浄等業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 資金前渡の精算手続については、財務規則で定められた期間内に精算手続を行うよう、再度全職員に周知させ、適正な事務手続の徹底を図った。
- ② 支払方法が月毎の精算払であり 1 回の請求額が 100万円未満であったため、財務規則第 112条第 6 項の規定により、請求書へ検査済の記載を行うことで検査調書に代えていたが、100万円以上の契約については、支払い方法にかかわらず、給付の完了を確認した後、全ての検査調書を作成するよう再度全職員に周知するなど、適正な事務手続の徹底を図った。

## 11 精神保健福祉センター

## (1) 監査の結果

精神医療審査会運営要綱について、審査会の議決要件や委員の任期などが規定されていない。審査会の適正な運営を図るため、要綱の見直しが望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

平成21年7月24日付けで、精神医療審査会運営要綱を改正し、審査会の議決要件や委員の任期などについて規定した。

## 12 山村・木材振興課

## (1) 監査の結果

木づかい啓発ワーキング事業補助金について、事業内容の変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

木づかい啓発ワーキング事業補助金について、補助金交付要綱第 5 条に定める「軽微な変更の範囲」を超える事業内容の変更でありながら、変更に伴う交付申請及び交付決定の手続を行っていなかった。

今後、このようなことがないよう県木材青壮年会連合会に対し、適切な補助金の事務処理がなされるよう指導に努めることとした。

## 13 林業技術センター

## (1) 監査の結果

乾シイタケに係る生産物売払収入について、調定事務が遅れているものや納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

調定関係様式等の見直しを実施することにより、調定等事務の手順を簡略化するとともに、各職員の事務内容を明確化するなど事務処理方法等の改善を行った。また、財務規則等に基づく適正な事務処理について職員への周知を図るとともに、センター内における会計事務処理のチェック機能強化に取り組むこととした。

## 14 経営金融課

## (1) 監査の結果

① みやざき次世代経営者育成支援事業業務委託について、契約書の作成が大幅に遅れていた。また、契約締結前に受け入れるべき契約保証金の受入手続及び収納が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)

② 小規模企業者等設備導入資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 今後は、速やかに契約締結を行うとともに、適切に契約保証金の受入処理を行うよう、職員に周知徹底を図った。

## ②ア 対応状況

小規模企業者等設備導入資金特別会計における収入未済額については、訪問や文書督促等による回収に努めた結果 211千円を回収したが、新たに貸付先の業績不振により 3,914千円の収入未済が発生したため、3,703千円の増加となり、平成20年度末現在の収入未済額は、296,180千円となった。

## イ 処理方針

今後とも、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言・指導を仰ぐとともに、債権回収会社の活用を図りながら回収に努める。

## 15 観光推進課

## (1) 監査の結果

① ふるさとツーリズムお試しツアー支援補助金について、事業内容の変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② ふるさとツーリズム実践者育成講座開催業務等の委託について、契約書の作成が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

① 平成21年度以降、職員に対して補助金交付規則・要綱を遵守するよう指導を徹底するとともに、申請団体に対して補助金交付規則・要綱の内容について詳細に説明するよう努め、特に変更承認申請書の提出が必要となる場合について予め説明することとした。

また、計画変更等の際に迅速かつ的確な指示ができるよう、進捗状況を的確に把握するため、申請団体と緊密に連絡を取るよう努めることとした。

② 平成21年度以降、職員に対し委託先業者の決定後速やかに契約書を作成するよう指導を徹底し、事務処理の適正化に努める。

## 16 計量検定所

## (1) 監査の結果

公有財産使用料及び計量器の検定・検査に係る出張費用弁償金の調定について、納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

平成20年度及び平成21年度9月までの公有財産使用料及び計量器の検定・検査に係る出張費用弁償金の調定については、既に納入済となっているため、監査結果通知受領後は、宮崎県財務規則第31条に規定されている納入期限により調定調書等を作成することとした。

なお、所内で財務会計に関する研修を実施することとし、適正な会計事務の執行に努めていく。

## 17 営農支援課

## (1) 監査の結果

- ① 農業改良普及センターの会議室使用料等の調定について、納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
- ② 農業改良資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

- ① 農業改良普及センター使用料の調定については、財務規則等に基づき適正に処理されるようチェック体制を強化した。
- ② 農業改良資金の償還指導は、経済変動や自然災害の影響による作柄不良等の厳しい農業情勢を背景に、経営不振に陥って償還が困難となった借受者が増加したことや、長期間にわたって償還金を延滞している借受者の固定化などにより、年々困難の度合いを増しつつある。

農業改良資金の償還指導に当たっては、従来から、督促と併せて、借受者の農業経営改善が適切に図られるよう、各農林振興局及び農協等が連携して、延滞が発生した初期の段階からのきめ細かな営農・経営指導を実施し、延滞金の回収を粘り強く行うとともに、保証人を交えた面談を行うなどして、償還金の分割納付も含め、延滞者の個々の実情に応じた償還指導を積極的に行っているところである。

今後とも、きめ細かな償還指導を行うとともに、新たな延滞を発生させないように努め、収入未済額の圧縮を図っていく。

## 18 農産園芸課

## (1) 監査の結果

- ① 強い産地づくり対策事業費補助金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 物品の貸付けについて、(社)宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センターへの貸付手続を行っていないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 農業用廃プラリサイクル促進事業補助金について、事業計画の検討が十分に行われていなかったことから、事業の大半が実施できず補助事業の目的が達成されない状況となっていた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 今回、交付決定事務の遅れた事業は、1つの事業実施主体において、野菜、花き、果樹の3部門の計画が含まれており、それぞれの部門別の計画内容の精査等に時間を要し、交付決定事務が遅れたものである。

今後は、交付決定事務に際して、部門別の内容精査を効率的に行えるよう、速やかに事務処理体制を整備した。

具体的には、これまで、事業実施主体の各部門別に提出されていた交付申請書に係る事業計画を、事業実施主体の窓口担当を通じて取りまとめを行い、提出するよう指導するなど改善策を講じた。

- ② 物品貸付けは年度当初に貸付手続を行っているが、年度途中から貸し付けた備品の手続を行っていない点に関する指摘である。

今後は指摘の内容を真摯に受け止め、年度途中からの貸付けについても手続漏れのないよう充分留意し、適正な事務処

理に努める。

- ③ 農業用廃プラリサイクル促進事業は、農業用廃プラのリサイクルを中心とした適正処理推進のための啓発活動、デポジット制度運営や廃プラ集積所整備等への支援を実施している。

本件は、事業実施額が当初予定額を下回ることにより発生したものである。

今後は、事前の事業要望等の把握・精査を十分実施し、効率的な予算の執行に努めていく。

## 19 畜産課

## (1) 監査の結果

- ① 家畜疾病低減化対策事業補助金について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 性別別受精卵を活用した優秀乳用後継牛作出事業等の委託について、契約書の作成が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 公有財産貸付料について、貸付料を改定した際に変更契約を締結していなかった。善処を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

- ① 補助金の交付事務については、各事業を一覧にした進捗管理表を作成し、交付決定から額の確定まで日付を記入するように改善し、進捗管理を行うこととした。

今後、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。

- ② 委託事務については、一覧表による進捗管理を行い、委託契約から額の確定までの進捗管理を行うよう改善した。

今後、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。

- ③ 賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結した。

今後、変更契約処理の遺漏がないよう、普通財産貸付台帳に変更契約の有無を記載することとした。

## 20 漁港漁場整備課

## (1) 監査の結果

- 漁業経営構造改善事業費補助金について、支出負担行為の減額変更の根拠となる変更交付決定等の手続が行われていないものがあつた。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

- 支出負担行為の減額変更の根拠となる手続については、当該補助金の財源となっている国の強い水産業づくり交付金の確定通知を受けて、速やかに当該補助金の交付額の確定を行った。

今後は、支出負担行為の減額変更等に際しては、変更交付決定等の手続を適正な時期に行うこととする。

## 21 中部農林振興局

## (1) 監査の結果

- ① 土地建物貸付料等の調定について、納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
- ② みやざきフロンティア法人活動支援事業補助金について、概算払であるにもかかわらず、実績報告書受理後に交付しているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 県営林地の貸付けについて、貸付料の算定を誤っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 財務規則に則った適正な納入期限で、事務処理を執行するように留意する。

また、確認・チェックのため、調定調査は総務担当にも合議することとした。

今後は、十分留意して適正な事務処理に努める。

- ② 補助金交付要綱を遵守し、補助金執行の適正な事務処理について周知徹底するとともに、進行管理の徹底を図ることとした。

今後は、十分留意して適正な事務処理に努める。

- ③ 貸付料の算定方法等を規定した電柱等設置事務取扱要領に端数面積の処理方法が明確に規定されていないことから、端数面積を単価案分して計算を行っていたものであるが、監査指摘後、端数面積は切り上げて単価を乗ずるよう取扱いを統一し、今後は、適切な事務処理に努めることとした。

22 南那珂農林振興局

- (1) 監査の結果

物品の管理について、毒物・劇物の保管及び管理が適正に行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

- (2) 講じた措置

毒物・劇物については、取り扱いに関する要領を定め、取扱責任者による定期的な在庫量の把握や、施錠管理を徹底する等適正な保管、管理を行うよう改善した。

23 児湯農林振興局

- (1) 監査の結果

工事に係る用地測量等委託について、業務内容の変更を指示する際に作成すべき調査職員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

- (2) 講じた措置

調査職員と受注者間の指示や承諾については、書面により速やかに行うことを徹底する。

また、業務内容を変更する場合は、両者の連絡協議を綿密に実施するとともに、担当内で指示事項や内容のチェックを適正に行うこととする。

24 東白杵農林振興局

- (1) 監査の結果

- ① 森林病害虫等(松くい虫)駆除実施に係る損失補償金について、交付決定の時期が適当でなかった。留意を要する。(指摘事項)

- ② 新需給システム推進事業補助金について、額の確定に伴う返還手続が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)

- (2) 講じた措置

- ① 本件は、事業者から3月31日に損失補償金交付申請書の提出があり、同日に検査を行ったが、交付決定は4月2日に行ったものである。今後は、指摘を踏まえ年度内に交付決定を行うこととした。

- ② 本件は、事業完了後に返還金が判明し、その返還手続が遅れたものである。

今後は、事業途中の進捗状況調査を徹底し、実施状況の把握に努める。

25 総合農業試験場

- (1) 監査の結果

物品の管理について、委託契約により製作した試験研究用物品の受入手続が行われていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

- (2) 講じた措置

指摘のあった装置については、まだ開発途中の試作機であ

たため、生産物としての事務処理をしていなかったものである。

今回の指摘を受けて、平成21年5月25日付けで、生産物として台帳に登録した。

今後は、委託契約により開発される試験研究用物品の取扱いには十分留意し、適正な管理に努める。

26 総合農業試験場畑作園芸支場

- (1) 監査の結果

物品の管理について、委託契約により開発した試験研究用物品の受入手続が行われていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

- (2) 講じた措置

指摘のあった装置については、まだ開発途中の試作機であったため、生産物としての事務処理をしていなかったものである。

今回の指摘を受けて、平成21年5月25日付けで、生産物として台帳に登録した。

今後は、委託契約により開発される試験研究用物品の取扱いには十分留意し、適正な管理に努める。

27 畜産試験場

- (1) 監査の結果

- ① 物品の管理について、和牛冷凍精液の保管及び管理が適正に行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

- ② 自動搾乳器のミルクメータについて、機種更新に伴う備品台帳の修正が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

- (2) 講じた措置

- ① 和牛冷凍精液の保管及び管理については、平成19年3月の盗難事実の確認後直ちに保管場所の変更と防犯対策の強化(侵入防止金柵の設置・二重施錠の実施・セキュリティシステムの導入等)を図った。また、職員に対する危機管理意識の啓発等を実施した。

今後とも管理を徹底するとともに職員の防犯意識を高め、再発防止に努める。

- ② 自動搾乳器はミルクメータと搾乳器自動離脱装置から構成されているが、今般のミルクメータの修繕交換において、規格等の備品台帳の修正を行っていなかった。指摘を受け、関係機関との協議の上、修正を行った。今後は、物品管理について適正な事務処理に努める。

28 水産試験場

- (1) 監査の結果

- ① 旅費について、バック旅行を利用する場合の旅費の調整誤り等により、支払額を誤っているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

- ② 海水取水管清掃業務委託について、変更契約の手続が適当でなかった。留意を要する。(注意事項)

- (2) 講じた措置

- ① 旅費の調整の誤り等による過払い等については、平成21年6月12日までに戻入手続等を行った。

今後は、旅費に関する通知等を再度、整理・把握し、正確な事務処理に努める。

- ② 海水取水管清掃委託について、当初契約額に、変更に係る設計額をそのまま加えた額で変更契約を締結したものである。今後は、変更設計に係る見積書を徴取するなど適正な契約



手続を行うよう努める。

## 29 道路建設課

### (1) 監査の結果

旅費について、旅行命令書に添付すべき航空券の領収書がないものがあった。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

旅費の支給を受けた職員が航空券購入後の領収書の貼付を失念していたもので、今後、このようなことがないように十分注意するとともに、適正な事務処理に努めるよう職員に周知した。

## 30 建築住宅課

### (1) 監査の結果

① 県営住宅使用料について、県営住宅管理システムへのデータ入力誤りにより住宅使用料の算定誤りが発生していた。善処を要する。(指摘事項)

② 宮崎県人にやさしい公営住宅支援費補助金について、繰越手続に必要な年度終了実績報告書が提出されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

③ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、関係出先機関等に対するより一層の指導が望まれる。(要望事項)

### (2) 講じた措置

① 家賃算定の誤りが確認された県営向陽団地のうち誤りのあった88戸について、次のような措置を講じることとした。

ア 家賃に誤りのあった入居者に対しては、団地集会所において5月と8月に説明会又は戸別訪問を行って事情を説明し、理解をいただいた。

イ 家賃を過大に徴収していた入居者については、平成21年10月分から正しい家賃に改定するとともに、平成10年4月以降の入居者ごとの納付額と正しい家賃との差額に、法に定める還付加算金を付して還付する。

ウ 家賃を過小に徴収していた入居者については、平成21年10月分から正しい家賃に改定する。

② 繰越手続に必要な年度終了実績報告書が提出されていなかったことについて、次のような措置を講じることとした。

ア 未提出であった町に対して、早急に年度終了実績報告書の提出を求め、その後、提出があった。

イ 県においては、今後、各市町村への補助金申請等の手続に関する指導をより一層徹底するとともに、書類審査チェックリストの抜本的な見直しを行い、手続に誤りのないよう入念な確認を行っていくこととした。

③ 今後、収入未済額の縮減を図るため、関係出先機関等に対し、次の取組みを講じることとしている。

ア 個々の滞納者の実情に応じたきめ細やかな徴収対策を、年間を通じて行っていく必要があると考えている。

このため、11月を滞納整理強化月間、1月には関係出先機関等へのヒアリング、さらに3、5月を出納閉鎖重点月間とするなど、取組みの強化を図っていくとともに、収入未済額が増加している関係出先機関等に対しては、個別にヒアリング等を行うなど重点的に対応を図っていく。

イ 滞納者の増加を未然に防ぐことも重要であり、滞納初期段階からの納付指導を徹底して行うよう関係出先機関等に対し改めて要請した。

ウ 未済額縮減に関する関係出先機関等の意識の醸成を図ることが重要であることから、関係出先機関等担当者及び住

宅管理員に対する研修会を7月に開催し、具体的な取組事例の紹介や徴収方法等についての意見交換を行った。今後も納入状況を踏まえながら、必要に応じて意見交換等を行っていく。

エ 納入督促に応じない悪質滞納者に対しては法的措置を早期に取り組むなど、収入未済額の増加の防止を図っていく。

オ 特に退去した滞納者の未済額が多い関係出先機関等については、今後は民間の債権回収会社の活用などにより追跡調査及び納付請求をより一層強化し、所在が確認できない退去滞納者については、不納欠損処分実施基準に照らし適正な債権管理を行う。

## 31 宮崎土木事務所

### (1) 監査の結果

① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

② 河川敷占用料等の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

① 県営住宅等使用料については、指定管理者である宅建協会指定管理グループの民間能力を活用しながら、滞納整理強化月間を年4回とし、滞納初期の段階からの臨戸訪問を徹底し、連帯保証人への支払請求や支払指導要請を実施するなど、きめ細やかな納付指導を行い、収入未済額の増加の未然防止を図っていく。

また、建築住宅課や宅建協会指定管理グループと役割分担して、退去滞納者の所在調査を徹底し、支払請求の取組みの強化を行っていく。

さらに長期の悪質な滞納者については、今後とも建築住宅課に法的措置(住宅の明渡訴訟又は和解)を要請していく。

② 調定調査の作成に当たっては、財務規則等に基づいて適正に処理することに努め、決裁回覧の際の担当リーダー及び担当課長による精査を徹底することとした。

## 32 都城土木事務所

### (1) 監査の結果

① 砂防設備占用料等について、調定事務が遅れているものや納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

② 交通安全施設整備事業(地区一括)に係る建物等調査委託について、完了検査前に支払手続を行っているものがあった。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

① 調定事務に当たっては、財務規則に基づき適正に処理するとともに、決裁時に担当リーダー及び担当課長による精査を徹底することとした。

また、既存許可物件の許可内容を常に確認しておくとともに、前年度末には翌年度分の調定の準備を行うこととした。

② 支出命令書の作成にあたっては、財務規則に基づき、支出時に必要な証拠書類の添付を十分に確認するとともに、決裁時に担当課長、会計員等の精査を徹底することとした。

## 33 高岡土木事務所

### (1) 監査の結果

① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較し



て増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。  
。(指摘事項)

- ② 通勤手当について、休職に伴う支給停止期間の誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 工事に伴う業務委託について、業務内容の変更を指示する際に作成すべき調査職員指示書が作成されていないものや業務打合せ簿に調査職員の確認印のないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 平成21年度からは指定管理者に管理委託を行っていることから、指定管理者である宅建協会指定管理グループの民間能力を活用しながら、滞納整理強化月間を年4回とし、滞納初期の段階からの臨戸訪問を徹底し、収入未済額の縮減に努めていく。

また、長期の悪質な滞納者については、毅然とした態度で明渡請求を実施するなど法的措置を見据えた対応を図っていく。

- ② 通勤手当の誤支給については、平成21年7月14日に該当職員の戻入を完了した。今後、通勤手当規則等に基づき適正な事務処理に努める。
- ③ 調査職員指示書については、業務内容の変更事項の指示は指示書にて明確に行うよう職員の注意を喚起するとともに、変更設計時のチェックを徹底し、再発防止を図っていくものである。

業務打合せ簿については、今回指摘を受けた業務委託においては打合せ簿に調査職員の確認印の押印はしていたが、成果品に押印されていないものが添付されていたため、押印されたものを添付し直した。

今後は成果品検査時のチェックを徹底し、再発防止を図っていくものである。

34 高鍋土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 道路情報板及びトンネル設備点検業務委託について、契約書に定めのない前払金が支払われていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 契約額が100万円以上である松尾ダム管理業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 支払いにあたっては、契約内容を十分精査するとともに、支出負担行為及び支出命令に係るチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
- ② 検査調書の作成漏れがないよう留意するとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職員に周知させ、再発防止に努める。

35 日向土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 地すべり激甚災害対策特別緊急工事現場業務委託について、別途契約すべき業務を変更契約により処理していた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 県管住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

- ③ 主要地方道改良工事について、当初の工事設計の検討が十分に行われていなかったことから、大幅な工事数量の変更を行っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 今後、このような場合は、委託業務の内容・目的を十分確認し、適正な予算執行を行うよう徹底を図った。
- ② 毎月、所内の徴収対策会議を開催し、個別に徴収方法の検討を行い滞納額の解消を推進することとした。

長期滞納者に対しては、建築住宅課と連携して、明渡請求等の法的措置を前提に連帯保証人の納付協力依頼や必要な情報収集を行い、面談による督促を実施し滞納額の圧縮・解消に努めることとした。

新たな滞納者については、実態を把握し早期に文書、電話、臨戸等による督促を行い、滞納の長期化を防ぎ未済額の解消に努めることとした。

- ③ 今後は、工事発注後に大幅な変更の生じることのないよう、事前の検討及び調整の徹底を関係職員に指示した。

36 延岡土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 物品の損傷事故について、財務規則に定める損傷報告書が提出されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 土砂災害防止に関する基礎図作成及び基礎調査業務委託について、業務内容の変更を指示する際に作成すべき調査職員指示書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 公用車による自損事故による車両の損傷事故であったが、事故の内容等を再確認し財務規則第229条に従い、平成21年7月30日本人からの報告書提出を受け、平成21年7月31日付で総務事務センター長(管理課経由)へ処理顛末書を添え報告書を提出した。

- ② 業務内容の変更を指示する際は、指示書の作成を徹底することとした。

37 中部港湾事務所

(1) 監査の結果

- ① 港湾施設用地使用料等の調定について、納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(注意事項)
- ② 通勤手当について、認定誤りにより、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 旅費について、バック旅行を利用する場合の旅費の調整誤りにより、支給不足となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)
- ④ 工事に関する設計等委託について、業務内容の変更を指示する際に作成すべき調査職員指示書が作成されていないものがあつた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 港湾施設用地使用料等の調定事務について、納入期限の誤入力を防止するため、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。
- ② 支給不足については、平成21年6月19日及び平成21年7月10日に該当職員への追給を完了した。

今後、通勤手当に関する規則及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。

- ③ 支給不足については、平成21年9月18日に該当職員への追

給を完了した。今後、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。

- ④ 工事に関する設計等委託の業務内容の変更を指示する際には、調査職員指示書の作成漏れを防ぐため、チェック体制の強化に努めることとした。

### 38 北部港湾事務所

#### (1) 監査の結果

- ① 入港料等について、調定事務が遅れているものや納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
- ② 細島港公衆トイレ清掃業務委託等に係る見積書の徴取等について、事務手続に適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 津波対策工事について、当初の工事設計が十分でなかったことから、変更契約により追加工事を行っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

#### (2) 講じた措置

- ① 入港料等の調定事務においては、実績報告書等の提出を受けて適時に調定を行うとともに、調定の際のチェック体制を徹底することにより、適正な事務処理の確保に努めることとした。
- ② 財務規則に基づく事務処理を徹底することにより、見積書の徴取時期を改めるなど適切な会計処理に努めることとした。
- ③ 電機設備等、特殊工事の設計委託については、設計段階において、一体施工とすべき範囲等の必要事項を成果報告書に記載することを特記仕様書に明示することとする。
- また、当初計画時に現場条件の確認と関係機関との調整を徹底することにより、適切に処理を行うこととした。

### 39 東九州自動車道用地事務所

#### (1) 監査の結果

- ① 通勤手当について、認定誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)
- ② 延岡本所清掃業務委託等に係る見積書の徴取等について、事務手続に適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 測量調査等の業務委託契約について、検査員の下命なしに検査が行われていた。留意を要する。(注意事項)

#### (2) 講じた措置

- ① 監査後、改めて実測調査等を実施したところ、届出時(平成18年9月27日)の認定経路が10km、今回の実測調査の結果は10.1kmであった。
- ところが、平成20年3月29日に新道路が開通し、現在の最短経路は実測調査の結果、9.9kmとなっていた。
- ゆえに、新道路開通時に速やかに認定をやり直すべきであったことが確認できたので、平成20年4月に遡って、通勤手当の認定額を変更し、差額分を戻入処理した。
- ② 当事務所においては、次年度委託業務の3月中の準備行為を行う場合に、見積書の依頼・徴取後に予算執行何の作成を行ってきたが、今後は、予算議決後に、予算執行何を作成し、決裁後に見積依頼をして見積書を徴収する手続で行うこととする。
- ③ 監査後、業務完了届の提出がなされた際に、下命何を行うこととした。

### 40 財務福利課

#### (1) 監査の結果

- ① 育英資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 育英資金貸付金について、貸与期間が満了等したときに徴求すべき借用証書の提出がないものが散見された。善処を要する。(注意事項)

#### (2) 講じた措置

- ① 平成17年度以降、日本学生支援機構から高校生分に係る奨学金事業の移管を受け、その増加分に係る返還が、平成20年10月1日から始まったため、要返還総額が、それ以前と比較して飛躍的に増加している。

このため、従来をはるかに上回る頻度で文書、電話、直接訪問による催告活動を行っているところである。

- ② 宮崎県育英資金の借用証書提出については、「育英資金貸与規則」において、「貸与生が貸与期間の満了その他の理由で貸与できなくなったときは、遅滞なく、貸与を受けた育英資金の全額について、保証人の連署した育英資金借用証書を県教育委員会に提出しなければならない。」と定めている。しかしながら、返還への意識の低さや連帯保証人を見つめることが困難等である等の理由により、一部の貸与者から借用証書を徴することができない場合があるのが実態である。

こうした借用証書の未提出事案を解消するため、今後も電話、文書、直接訪問により引続き提出を求めるとともに、特に年数を経た未提出者については、さらに重点的に直接訪問等を反復しながら提出を求めていく。

同時に、学校における奨学生募集の段階では、返還義務が存すること以外にも貸与終了時に必要な書類や返還方法について周知活動を行い、また、途中の継続貸与の可否を審査する段階では、貸与生本人に対して将来の返還についての考えを確認するなどして、申請段階から貸与終了に至るまで、返還についての意識付けを厳格に行っていく。

### 41 スポーツ指導センター

#### (1) 監査の結果

- ① 物品の管理について、リース契約終了に伴い、無償譲渡を受けた物品の受入手続が適切に行われていないものが散見された。善処を要する。(指摘事項)
- ② 備品の購入について、購入手続を年度末に行っているものが散見された。施設利用の促進や購入備品の有効利用の観点から、計画的な購入が望まれる。(要望事項)

#### (2) 講じた措置

- ① 本件は、無償譲渡を受けた物品について、受入手続は行われていたが、受入方法が寄贈物品として処理されていなかったことや、受入金額の積算根拠が不十分であったものである。直ちに、受入金額の再設定を行い、寄贈物品として受入手続を行った。今後はチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。
- ② 備品の購入については、現有物品の利用状況や利用者からの要望等を考慮した結果、年度末に備品購入を行うものが多くあつた。
- 今後は、備品の有効活用を図るため、計画的な購入による早期執行に努める。

### 42 美術館

## (1) 監査の結果

展覧会の開催に関する業務委託について、検査調書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

本件は、平成20年度に実施した特別展「みんなのドラえもん展」及び「パリーニューヨーク20世紀絵画の流れ展」の県から実行委員会への業務委託料の支出に関して、事業完了後の検査調書が作成されていなかったものである。

今後、財務規則や関係する規定等の確認を行うとともに、関係職員全員でのチェック体制の再確認を行い、適正な事務処理に努める。

## 43 都城農業高等学校

## (1) 監査の結果

電柱敷に係る公有財産使用料について、調定額を誤っているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

監査指摘の実習林に係る電柱敷の使用料は、現地調査を行ったところ、現況地目の判定に誤りがあることが判明したため、平成21年6月11日付けで、過去5年間に係る追加徴収の調定を行い、平成21年6月24日に全額を収納した。

当該使用許可については、当初から調定額を誤って算定しており、その後の調定でもこれに気づかなかったものである。

今後、調定の際は必ず取扱要領等の根拠規定から精査して、正しく積算するよう事務処理を見直すこととする。

## 44 高千穂高等学校

## (1) 監査の結果

公有財産使用料等について、調定事務が遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

本件は、電柱敷等の公有財産使用料及び財産貸付料について、調定期が遅れたものである。

後は、財産管理を含めた調定事務について、チェックリストを作成の上、複数の職員で確認することとした。

## 45 児湯るびなす支援学校

## (1) 監査の結果

住居手当について、認定誤りにより、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

本件は、平成20年4月30日付けで売却した自宅に係る住居手当について、本来5月1日に支給要件が喪失するところを、誤って4月分の手当から支給停止としたことにより支給不足となったものである。

その是正処理については、監査実施後速やかに給与電算報告を行い、平成21年5月の例月給与支給日に不足額の支給を行っている。

後は、住居手当をはじめ、すべての諸手当について、関係職員全員でチェックを行うよう体制を再確認し、適正な事務処理に努める。

## 46 企業局

## (1) 監査の結果

財務会計システム改修業務委託について、改修業務に係る仕様書を作成していなかった。また、委託契約書に必要な改修業務に係る成果物の提出、検査及び補正等に関する条項が規定されていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

後は業務内容が明らかになる仕様書を作成し、契約書に添付することとする。

また、委託契約書内の成果物の提出、検査及び補正等に関する条項を整備することとする。

## 47 宮崎病院

## (1) 監査の結果

過年度の医療費の自己負担分について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

近年の景気低迷や雇用情勢の悪化等により、生活困窮に陥り医療費の支払いのできない患者が増えている状況も見受けられることから、医療費支払いの方法等の説明を事前に患者や家族に行うとともに、必要に応じて高額療養費、出産一時金等の制度説明を実施している。また、後日納付書で支払う等として当日精算しない患者に対しては、理由を聴取するとともに支払期日を明確にした納付誓約書を取るなどあらゆる方策を講じているところである。

今後も未収金整理簿を定期的にチェックし、支払が計画的に行われていない患者に電話等による納付の督促を行うとともに、未納状態が長く続く患者や連絡が取れなくなった患者については、住所調査や徴収員の臨戸調査、連帯保証人への連絡を実施し、納付を促すなど未収金の解消に努めていく。

## 48 日南病院

## (1) 監査の結果

① 機器保守点検委託について、保守点検が行われる前に、検査調書を作成し委託料を支払っているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)

② 旅費について、片道2km未満の近距離旅行に旅行雑費が支給されているものが散見された。善処を要する。(注意事項)

③ 旅費について、非常勤医師派遣契約書に基づく費用弁償が行われていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

④ 過年度の医療費の自己負担分について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

① 今回の指摘事項は、契約に基づく定期点検の時期が変更となっていたにも関わらず、保守点検時の立会を行っていなかったため、業務が定期的実施されていないことに気付かず委託料を支払ったものである。

後は、再発防止に向けて確実に立会を行い、立ち会った職員が立会結果を必ず支払担当職員に連絡するものとし、立会結果に基づく報告書の精査及び業務完了後の支払を徹底する。

② 支払がなされていた旅行雑費については、平成21年6月に戻入手続を行い処理した。

後は、このようなことがないよう内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努める。

③ 未払いであった非常勤医師の費用弁償については、平成21年6月に支払手続を行い処理した。

後は、このような支払い漏れが生じないよう、出勤簿又



は招へい医師依頼書との突合を十分に行い、適正な事務執行に努める。

- ④ 近年の景気低迷や雇用情勢の悪化等により、生活困窮に陥り、また、国保税の滞納等から、医療費の支払いができない患者が増え、個人負担分の医業未収金が増加している。

このため、院内に未収金対策等検討部会を設置し、事務職員、看護職員等が丸となって組織的な未収金対策に取り組んでいるところである。

まず、現在発生している未収金については、定期的に催告状を送付するとともに、非常勤の未収金徴収員 2 名が臨戸徴収にあたっている。また、医事課外来受付と医療連携科の職員が連携を密にし、未納者が来院時に繰り返し支払いを促すとともに、臨戸徴収についても強化月間を設け、事務職員が未収金徴収員の臨戸徴収に同行し、未納者への催促を粘り強く行っている。

次に、未収金の発生防止策として、特に入院患者を中心に医療費の負担軽減のための各種制度の説明に努め、申請手続の促進を図っている。また、退院時には、入院費の支払いの確認を徹底するとともに、当日、やむを得ず支払えない患者については、納付誓約書の提出を義務付けている。このほか、クレジットカードによる支払い制度も導入し、患者の利便性を高めている。

今後も、催告に応じない悪質滞納者に対しては、法的措置を含めた厳しい態度で臨むとともに、連帯保証人に対する督促等も実施し、あらゆる方策を講じて未収金の回収に取り組んでいく。

49 延岡病院

(1) 監査の結果

- ① 通勤手当について、認定誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ② 県立延岡病院運営協力健光会に対する公有財産目的外使用許可について、あらかじめ承認を得ることなく転貸となっているものが見受けられた。病院局公有財産取扱規程に基づく適切な事務処理が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 住居変更に伴う通勤手当の増額認定で、届出受理日の翌月から増額認定すべきところを当月から増額認定していたため過払いとなっていたもので、戻入手続を行い、7月15日に入金完了となっている。  
今後、このような誤りをおこさないよう十分な精査を行い再発防止に努める。
- ② 今年度の公有財産目的外使用許可について、県立延岡病院運営協力健光会より転貸承認申請を提出させ、許可した。

50 富養園

(1) 監査の結果

通勤手当について、月の全日にわたって傷病休暇中の職員に支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

今後はこのようなことがないよう十分な確認を行い、適正な事務処理に努める。  
指摘のあった件については、6月22日に納入通知書を発行し、6月26日の納入を確認した。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成22年2月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

名 称	変更事項	新旧の別	変 更 内 容
医療法人悠隆会 介護老人保健施設 螢邑苑	名称	新	医療法人悠隆会 介護老人保健施設 螢邑苑
		旧	医療法人千隆会 介護老人保健施設 螢邑苑

--	--